

第1回京丹波町総合計画審議会

平成18年8月10日
午前9時～11時30分
京丹波町役場 議場

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 町長あいさつ
- 4 委員等紹介
- 5 総合計画策定アドバイザー講演
京都府立大学助教授 宗田好史 様
演題：「(仮) 合併市町村における新たな総合計画とまちづくりの展開」
～住民に求められるもの、行政に求められるもの～
- 6 会長及び副会長の選任
- 7 京丹波町総合計画策定について
 - (1) 諮問
 - (2) 計画策定方針、計画策定体制、計画策定スケジュール
 - (3) 新町まちづくり計画
- 8 部会の編成
 - (1) 部会所属の決定
 - (2) 部会長及び副部会長の選任
 - (3) グループディスカッション (フリートーク)
- 9 次回の審議会について
- 10 閉会

京丹波町総合計画審議会委員

(敬称略)

会長等	氏名	役職等	備考
	坂本美智代	町議会議員 (町議会推薦)	
	篠塚信太郎	町議会議員 (町議会推薦)	
	吉田 忍	町議会議員 (町議会推薦)	
	水嶋正治	町教育委員会委員長 (同委員会推薦)	
	澤田太三	町農業委員会会長 (同委員会推薦)	
	谷 勝彦	町区長会長	
	小松重子	町婦人会長 (町婦人会代表)	
	片山 透	和知町森林組合総務課長 (3 森林組合代表)	
	岩崎雄造	丹波町商工会長 (3 町商工会代表)	
	西山芳明	元丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会 新町建設計画策定小委員会委員	
	石原政則	元丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会 新町建設計画策定小委員会委員	
	片山俊明	元丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会 事務局次長・京丹波町準備室長	
	黒井 衛	丹波ワイン株式会社 代表取締役	
	田畑龍子	民生児童委員	
	梅原和子	農業士	
	岩崎栄喜雄	特定非営利活動法人 (NPO法人) 丹波みらい研究会理事長	
	奥田健次	公募	
	小森美幸	公募	
	畠中源一	公募	
	野間重男	公募	

京丹波町総合計画策定アドバイザー

(敬称略)

氏名	役職等	備考
宗田好史	京都府立大学人間環境学部助教授	

京丹波町総合計画審議会事務局

氏名	職名	備考
田渕敬治	参事	
田端耕喜	企画情報課長	
久木寿一	企画情報課総合企画係長	
小原直也	企画情報課総合企画係主査	
松下由美	企画情報課総合企画係主査	

京丹波町総合計画審議会

役 職	氏 名
会 長	谷 勝 彦
副 会 長	野 間 重 男

計画策定アドバイザー

氏 名
宗 田 好 史

部会構成

部会名	役 職	氏 名	備 考
総務文教 (6名)	部 会 長	畠 中 源 一	
	副 部 会 長	小 松 重 子	
	委 員	坂 本 美 智 代	
	〃	水 嶋 正 治	
	〃	岩 崎 栄 喜 雄	
	〃	奥 田 健 次	
	事 務 局	小 原 直 也	企画情報課総合企画係
産業建設 (8名)	部 会 長	岩 崎 雄 造	
	副 部 会 長	西 山 芳 明	
	委 員	篠 塚 信 太 郎	
	〃	澤 田 太 三	
	〃	片 山 透	
	〃	黒 井 衛	
	〃	梅 原 和 子	
	〃	野 間 重 男	
	事 務 局	久 木 寿 一	企画情報課総合企画係
福祉厚生 (6名)	部 会 長	田 畑 龍 子	
	副 部 会 長	石 原 政 則	
	委 員	吉 田 忍	
	〃	谷 勝 彦	
	〃	片 山 俊 明	
	〃	小 森 美 幸	
	事 務 局	松 下 由 美	企画情報課総合企画係

(順不同。敬称略)

京丹波町総合計画審議会設置条例

平成 18 年 3 月 31 日公布

条例第 2 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会が推薦する議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 町の区域内の公共的団体役員又は職員
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前 5 号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第 2 項第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 第 2 条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

[参考]

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

京丹波町総合計画審議会傍聴規程

平成 18 年 8 月 1 日

告示第 50 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京丹波町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第 2 条 会議は、審議会会長（以下「会長」という。）の許可を得たものが傍聴することができる。ただし、審議会の部会の会議は、傍聴することができない。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、10 人とする。

(傍聴の手続き)

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で傍聴人受付簿（様式第 1 号）に必要事項を記入しなければ傍聴することができない。

2 前項の手続きは、会議開始予定時刻の 15 分前（以下「受付開始時刻」という。）から行う。ただし、受付開始時刻において前条の定員を超えたときは、くじで傍聴人を決定する。

3 傍聴の手続きは、前条の定員に達したとき又は会議開始予定時刻に達したときに終了する。

(傍聴することができない者)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他、人に危害を与え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット、ステッカー類等を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認める者

(8) 異様な服装又は装飾品を身につけている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 何人も、みだりに発言し、騒ぎ、その他会議の妨害となる言動をしないこと

(2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しない

こと

- (3) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (4) 携帯電話の電源を切るかマナーモードにすること
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 飲食及び喫煙をしないこと
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと
(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて町職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(適用除外)

第11条 会議が現地調査等傍聴に適さないものであるときは、非公開とし、この規程を適用しない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月10日から施行する。

(様式第1号「傍聴人受付簿」略)

京丹波町総合計画審議会部会設置規程

平成18年8月1日

訓令第10号

(趣旨)

第1条 京丹波町総合計画審議会設置条例(平成18年京丹波町条例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会(以下「審議会」という。)に部会を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、条例第2条に規定する事務の一部について、より専門的調査、審議等を行うものとする。

(組織)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- (1) 総務文教部会
- (2) 産業建設部会
- (3) 福祉厚生部会

2 前各号の部会が担当する事務は、別表のとおりとする。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会委員の互選によって定める。

3 部会長は、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が必要に応じて招集するものとする。

2 部会の議長は、部会長が務める。

3 部会において可否を決定する議事があるときは、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 会長は、部会の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、必要に応じ、部会の協議結果等について審議会に報告するものとする。

(幹事)

第8条 部会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年8月10日から施行する。

別表

部会名	担当事務（分野）
総務文教部会	総務、行政、財政、財産、税、企画 消防防災 生活安全（防犯、交通安全等） 情報 交通対策 人権 男女共同参画 交流（国際、地域間） 学校教育 社会教育（生涯学習、スポーツ等） 青少年健全育成 文化、芸術 その他これらに關係する分野 他の部会に属さない分野
産業建設部会	農業、林業、水産業、商業、工業、観光 消費生活 企業誘致（企業立地支援）、雇用対策 道路、河川、砂防、ダム 公園、建築、住宅（空き民家、団地等を含む） 都市計画 上・下水道 その他これらに關係する分野
福祉厚生部会	住民 保健、福祉、医療、保険 子育て支援、保育所 社会保障 環境（保全、創出） 廃棄物対策 その他これらに關係する分野
各部会共通	住民等と行政の協働・住民参画 住民自治活動、地域活動等 産学公(官)連携 人材育成 行財政改革 土地利用

京丹波町総合計画策定方針

1 基本的な考え方

京丹波町における行政運営の方向性については、丹波町・瑞穂町・和知町合併協議会で策定され、3町間で協定が結ばれた「新町まちづくり計画（新町建設計画）」に基づくとしている。

新町まちづくり計画は、合併後の新しいまちづくりの基本となる将来計画として策定されたもので、京丹波町の速やかな一体化を確立し、地域の特性を生かし発展をめざすための基本方針、主要な施策等を掲げている。

したがって、総合計画は、「新町まちづくり計画」を土台として、合併後の町を取り巻く課題、情勢等を踏まえながら策定する。

2 計画の構成

総合計画の構成は、基本構想、基本計画及び実施計画により構成する。

(1) 基本構想

基本構想では、総合的かつ計画的な行政運営の指針として、10年後の京丹波町の将来像と基本方針を設定するとともに、将来像実現のための基本目標について定める。

基本構想は、審議会への諮問事項であり、地方自治法第2条第4項の規定により町議会の議決を経て定める。

(2) 基本計画

基本計画では、京丹波町の将来像などの基本構想を実現するための基本的かつ主要な施策の体系を示すとともに、主要施策の展開に向けての考え方・方向性、それに対応した施策や事業の位置づけを行う。また、主要事業を横断的に連動させて総合的かつ一体的に推進するための主要プロジェクトを位置づける。

基本計画は、審議会において協議、検討しながら策定する。

(3) 実施計画

実施計画では、基本構想と基本計画に基づき実施する具体的な事業について、計画期間を前期5年と後期5年に区別し、事業ごとに年次別に財源予定を含めて定める。

実施計画において、事業優先度の判断、事業個所の決定を行い、これに基づき、予算の確定、事業実施、事業管理、事業評価へと進む。

実施計画は、総合計画の進捗、事業評価のほか、社会経済情勢の変化等を踏まえて、見直しを行う。

3 策定期期

基本構想は、平成 18 年 12 月定例町議会への提案を目標とする。

基本計画は、平成 18 年度中の策定を目標とする。

実施計画は、平成 19 年度以降に調整、策定する。

4 個別計画

京丹波町では、総合計画のほかに、策定中または策定予定の各種個別計画があるが、計画の策定にあたって、情報等を相互に提供し、調整を図りながら総合計画と個別計画との整合性を図る。

また、総合計画の土台とする新町まちづくり計画についても、丹波町、瑞穂町及び和知町の総合計画、新京都府総合計画、各種計画等との整合性を図りながら策定されたものである。

5 住民参加等

総合計画審議会の委員の一部を住民から公募する。

住民の意見、アイデア等を聴取するために、住民アンケート、インターネット及び広報紙によるパブリックコメント（意見募集）を実施するほか、あらゆる機会において情報提供に努め、多くの住民の意見等を把握し、計画策定に反映する。

また、新町まちづくり計画についても、住民アンケートをはじめ住民懇談会における意見、小・中学生の絵画募集を通じたまちづくりへの思いなど、住民の意向を反映させながら策定されたものである。

6 庁内体制

庁内には、管理職等で組織する総合計画委員会、その他職員で組織する総合計画ワーキングチームのほか、町職員総参加のもとに計画案を作成できるよう努める。

7 業務委託

計画策定にあたっては、策定に係る専門的な知識、技術、経験等を有したコンサルタント業者を活用し、より効果的で効率的に策定業務を進める。

[参考]

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（地方公共団体の法人格とその事務）

第2条 地方公共団体は、法人とする。

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

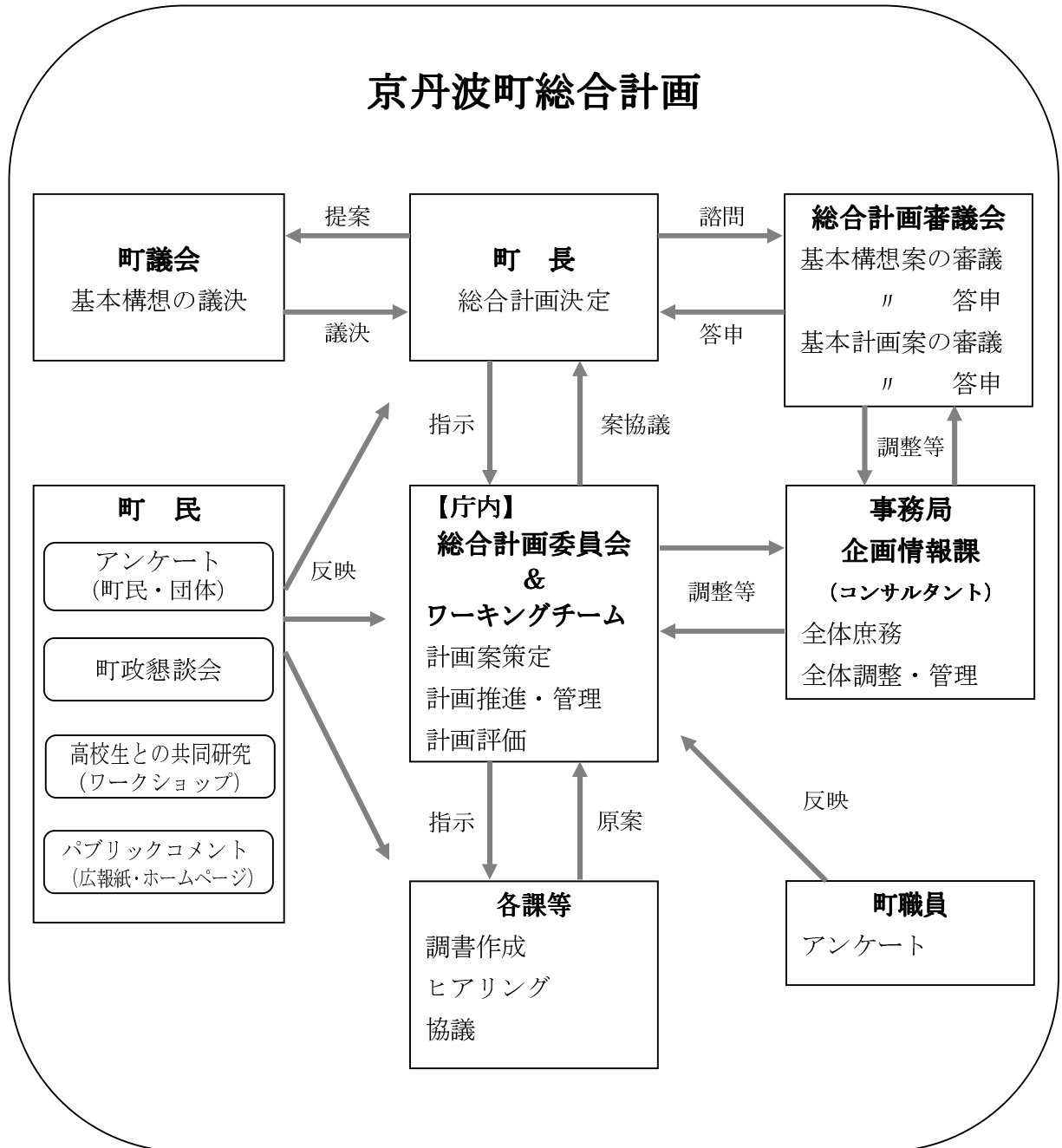
4 市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

5 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するものとする。

6 都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当っては、相互に競合しないようにしなければならない。

7～17 （略）

計画策定体制



京丹波町総合計画策定スケジュール

月	策定作業	審議会	部会
7月	アンケート実施 住民アンケート 団体等アンケート 町職員アンケート		
8月	アンケート回収・集計・分析 現況、動向等調査 基本構想案の検討開始	第1回審議会 委嘱 諮問 部会の編成 計画策定方針等	
9月	アンケートまとめ 基本計画案の作成開始 庁内計画委員会設置 基本計画案の検討開始	第2回審議会 アンケート結果報告 基本構想案の検討①	
10月			第1回部会（グループワーク） 主要プロジェクト展開事業等検討①
11月		第3回審議会 基本構想案の検討② まとめ 審議会答申（正副会長）	第2回部会（グループワーク） 主要プロジェクト展開事業等検討②
12月	町議会提案（基本構想案） 基本計画案の作成開始		第3回部会（グループワーク） 主要プロジェクト展開事業等検討③
1月	パブリックコメント （意見募集）	第4回審議会 基本計画案の検討①	（第4回部会） 基本計画案の検討①
2月	パブリックコメント （意見募集）	第5回審議会 基本計画案の検討② まとめ	（第5回部会） 基本計画案の検討①
3月	町議会報告（基本計画案）		

アンケートの概要

■京丹波町総合計画 住民アンケート

1 対象 3,000人

基準日/平成18年7月1日現在

抽出方法/18歳以上の方を住民基本台帳・外国人登録の中から無作為抽出

[階層別抽出結果]

上欄/人数。下欄/構成率%()は全人口構成率

	男	女	計
18-29歳	227	197	424
	15.1 (15.0)	13.1 (12.3)	14.1 (13.6)
30-64歳	807	732	1,539
	53.8 (53.0)	48.8 (47.2)	51.3 (49.9)
65歳以上	466	571	1,037
	31.1 (32.0)	38.1 (40.5)	34.6 (36.5)
計	1,500	1,500	3,000
	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)	100.0 (100.0)

2 方法 郵送(往復)

3 スケジュール

- ・7月19日(水) アンケート用紙発送
- ・7月31日(月) アンケート回答期限

■京丹波町総合計画・町内団体等アンケート

1 対象 15団体(福祉関係4、産業関係4、社会教育関係4、地域づくり関係3)

2 方法 手渡し・郵送

3 スケジュール

- ・7月28日(金)～ アンケート用紙配布
- ・8月21日(月) アンケート回答期限

■京丹波町総合計画 町職員アンケート

1 対象 306人(全職員)

2 スケジュール

- ・7月12日(水) アンケート用紙配布
- ・7月31日(月) アンケート回答期限